

小児かかりつけ医制度について

当院は厚生省の定める施設基準に適合した「かかりつけ医」機能を有するクリニックとして登録しています。

小児かかりつけ医制度とは、6歳未満のお子様に対して、急な疾患の対応だけでなく予防接種や乳幼児の健診を通じて成長や子育ての不安を解消し、かかりつけ医としてお子さまの健康を守っていく取り組みです。

当院では「かかりつけ医」として次のような取り組みを行っております。

※6歳未満のお子様で4回以上当院を受診された方が対象となります。

- ・ 一般の診察
- ・ 成長/発達/健康相談/乳児健診/育児不安など
- ・ 慢性疾患の指導管理(アトピー性皮膚炎・喘息など)
- ・ 予防接種等ワクチン接種状況の確認と指導
- ・ 専門的治療が必要な場合のご紹介
- ・ 夜間・休日のお問い合わせ窓口の紹介

かかりつけ医のお申し込みは書面での手続きが必要となります。

詳細につきましては、受付までお声掛けください。

なお、6歳を過ぎたお子様や、かかりつけ医のご登録をいただかない場合でも、これまで通りの診療を行ってまいります。

また、当院では、「かかりつけ医」機能を有する診療所として、初診時に機能強化加算を算定しています。

施設基準について

電子的診療情報連携体制整備加算

当院では、オンライン資格確認などにより取得した診療情報・薬剤情報を実際に診療に活用可能な体制を整備し、電子処方箋及び電子カルテ共有サービスの活用など医療 DX を推進することで質の高い医療の提供を行う診療体制構築に努めています。

医療情報取得加算

当院はマイナンバーカードによるオンライン資格確認をおこなっています。

当院は、より質の高い診療を行うため、オンライン資格確認による情報(受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報)を取得して活用しています。

一般名処方加算

現在、一部の医薬品の供給が不安定な状況が続いています。

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

小児かかりつけ診療料

当院は、小児科の「かかりつけ医」として、継続的に当院を受診される患者様に対して診療を行っております。患者様に安心してご相談いただけるよう、日常的な健康管理や緊急時の対応もお任せください。

小児科外来診療料

当院では、厚生労働省の指針に基づき、適切な治療計画のもとで、療養が必要な患者様に対して療養上の指導・管理を行っております。

また、患者様の状態に応じて、「28日以上の長期処方」または「リフィル処方箋の交付」を行うことも可能です。

※長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かどうかは、病状に応じて医師が判断いたします。